消防団員が被災してしまったら

ここで示しているのは一般的な流れです。交通事故等の第三者加害行為及び脳・心疾患などについては異なる場合もあります。その時は先に電話で連絡お願いします。

災　害　発　生

↓

医療機関で受診

・直ちに医療機関で受診、治療を受けて下さい。
・公務災害の手続を行う予定であることを伝え、治療費については、公務上・外の決定がされるまでの間、保留してもらうよう、お願いしてください。
・健康保険証は原則として使わないようにして下さい。（調剤薬局も同じです。）

組合へ報告

・災害発生報告書により、組合に報告をお願いします。
・訓練行事等に参加中の災害の場合、計画書・実施要項等を添付して下さい。
・火災等の現場での災害の場合、可能であれば新聞記事の写しを添付して下さい。
・災害発生報告書に医師の診断書は、不要です。（添付されても費用は払えません。）

↓

公務認定

・災害発生報告書受理後、公務上外の審査をし公務上の災害となった場合、公務災害認定通知書を作成、送付します。

↓

認定通知受理

・認定通知を受理したら、被災団員あてに認定通知書を交付して下さい。

療養補償費等請求

・組合ＨＰにある様式を使用し、請求書類を作成し、組合に請求して下さい。（ＨＰは「宮城県町村会」のホームページの中にあります。）
・請求に当たっては、「事故状況証明書」を添付していただきますが、証明書上段の証明者の欄は、空欄でお願いします。（この用紙は消防基金への請求に使用するため、証明者は組合長になります。）
・治療費請求に当たっては、医療機関に「療養補償費内訳書」を作成してもらうことになりますが、作成に係る文書料については、２，０００円（労災保険に準じる。）が上限となりますので、ご注意下さい。
・治療のため仕事を休み収入が得られない場合、休業補償が発生しますが、併せて休業援護金が附加されます。休業援護金を請求する場合、委任状が必要となりますので、請求時に併せて提出して下さい（様式は任意ですが、ひな形がありますので、必要な場合ご相談下さい）。
・治療が長引く場合の治療費については、１ヶ月単位で請求して下さい。

↓

療養補償費等支払

・請求書類を受理後、請求書類の確認、審査を行い、市町村あてに送金通知を送付し、希望に応じて医療機関、消防団員等に補償費を支払います。（補償費の支払については、消防基金からの支払を受けての支払となりますので、多少時間が掛かる場合があります。）

↓

支払通知受理

・送金通知を受理したら、被災団員あての通知を本人に交付して下さい。（療養補償費を医療機関に直接支払う場合、医療機関への連絡もお願いします。）